「(仮称)郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン (素案)」に対する パブリックコメント実施結果

- 1. 意見募集の期間 平成 26 年 12 月 5 日(金)から平成 27 年 1 月 5 日(月)まで
- 2. 意見を提出していただいた人数2人(電子メール1人、持参1人)

3. いただいた意見の内容及びそれに対する市の回答(案)

3. いたたいた息兄の内台及のでもに対する印の凹台(余)		
該当箇所	意見	回答(案)
第3章	現在、郡山市は「教育・保育提	
計画の基本的	供区域」を3区域で設定してい	
な考え方	ますが、その問題点として、	
第3節	1. 郡山市の「区域の設定範囲	区域の設定については、本市
教育・保育提	別メリット・デメリット」で、	の行政区(15 区域)ごとの未
供区域につい	「区域の設定範囲」が広い場合	就学児童人口、幼稚園・保育所
て	の方がメリットが多いにもか	等の数、さらに、その区域に居
	かわらず、あえて3区域に設定	住する方たちの通勤等の生活
2	する根拠が乏しい。区域の設定	圏域を勘案し検討しました。そ
郡山市におけ	の狭い場合のデメリットで、	の結果、複数の行政区を組み合
る教育・保育	「勤務地等の都合で居住エリ	わせた3区域を設定したもの
提供区域の考	ア以外の施設・事業を希望する	です。また、3つの区域を設定
え方	ニーズを吸収できない」とある	にすることにより、地域の実情
	のは、今後、区域内での利用定	に応じたきめ細かい施設整備
	員が実状に合わない可能性を	を行うことが可能であると考
	示しているのではないでしょ	えられます。
	うか。	
	2. 現に、幼稚園の送迎距離は	本市の市域は広く、保護者に
	半径2km程度が適正である	とって、利用する施設が居宅か
	にもかかわらず、中核市である	ら近いことに併せて、通勤途上
	郡山市を 3 区域に設定するこ	あるいは職場近隣での利用も
	とは合理的裏付けに乏しく、郡	考えられることから、3区域に
	山市による「区域設定の際のポ	設定しましたものであり、教育

り容易に移動することが可能しものではありません。 な区域」に反し、教育を受ける ための環境の差別化が生じる。 現に、教育・保育提供区域を設 定しない自治体があることも その裏付けと考えます。

イント」の、「利用者が居宅よ」を受ける環境の差別化を図る

3. 「区域設定が需給調整の判 断基準となる」とすると、通園 距離の概念が全く考慮されず、 区域境界付近の学区について 実状に合わない「利用定員」を 設定される恐れがあります。

子ども・子育て支援法第 61 条において、「地理的条件、人 口、交通事情その他の社会的条 件、教育・保育を提供するため ┃の施設の整備の状況その他の 条件を総合的に勘案して定め る区域」ごとに教育・保育サー ビス等のニーズ量及びその整 備計画を示すこととされてお ります。この目的は、市町村の 地域の実情に応じた「教育・保 育」及び「地域子ども・子育て 支援事業」を提供するためで す。

4. 「教育・保育提供区域」と いうと、当該区域の施設しか入 園できないと解釈され、そうし た誤った情報が、施設選びと入 所希望の偏在を助長しかねず、 混乱を招く可能性があると考 えます。

「教育・保育提供区域」設定 の目的は、市町村の地域の実情 に応じた「教育・保育」及び「地 域子ども・子育て支援事業」を 提供するためであり、実際に利 用にあたっては、どの区域の施 設でも利用することができま す。このことについて、保護者 への周知に努めます。

結論として、現在、郡山市の各 幼稚園がどの地域の子どもを

この計画期間の5年間(平成 27~31 年度) における「教 預かっているのか、今後偏在する子育てニーズにどう対応すべきか、今回示された3区域が子育て環境にとって持続可能なものかを再検討する必要があると思われます。

育・保育」及び「地域子ども・ 子育て支援事業」の利用及び提 供の状況を注視しつつ、次期計 画策定時において、区域設定に ついて再検討します。

第4章 子ども・子育 て支援施策の 展開

施策領域1 子育て支援

(4)多様な 教育・保育事業の充実

保護者の職業によっては、休日・夜間保育が必要となる場合があります。現在、郡山市において、休日・夜間保育は認可外保育施設で担っておりますが、今後、認可保育所等での実施を検討いただきたいと思います。

認可外保育施設における休日・夜間保育の利用がある中で、保護者のシフト勤務や夜間 勤務など多様な就労形態に伴う潜在的保育ニーズが想定につきまして、休日・夜間保育の必要性につきまして、子育て会議で御審議いただまがら、子ども・子育て支援をもながら、子ども・子育て支援を制度の活用等によります。

(5)認可外 保育施設の運 営等に対する 助成

郡山市の認可外保育施設は、 長年、認可保育所を補完する役割を担ってきました。本来、保育を必要とするすべての子ども達が、等しく質の高い保育を受けられなければなりません。 そのためには、現在の認可外保育施設ができる限り保育所や小規模保育等に移行し、子ども・子育て支援新制度における

認可外保育施設につきましては、保育ニーズが多様化する中、地域に開かれた保育所運営を行い、本市の保育行政の一翼を担ってきたものと考えております。

平成 27 年4月からの「子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)」の本格施行により、認可保育所と同等の基準

す。

給付費対象とすべきと考えました満たす施設は施設型給付の 対象となり、また、小規模保育 施設については、地域型保育給 付の対象となることから、認可 外保育施設から新制度の給付 対象となる各保育事業への移 行を考えている事業者に対し ましては、昨年10月に、本市 こども育成課内に開設した 「幼・保運営支援センター」に おいて、施設整備及び運営基準 等について、きめ細かい相談支 援を行ってまいります。